

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金事業)

【1. 概要】

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題
- 医療介護総合確保法が成立し、本年6月25日施行。同法において消費税増収分を財源として、医療・介護サービスの提供体制改革を推進する新たな財政支援制度(基金)を創設
- 各都道府県が作成する計画に基づき事業実施

【2. 基本的な考え方】

- 保健医療計画・地域医療ビジョンや介護保険計画等との整合性を図り、的確な対策を実施
(基金を活用した対策の方向性)
 - ①病床の機能分化、連携の積極的促進
 - ②在宅医療体制の整備(病診・歯・薬連携、訪問看護、多職種連携)
 - ③医療従事者の確保と資質向上
 - ④介護保険計画などの他施策との連携・連続性

【3. 本府の基金配分額】

- 対象事業は、H26年度は医療、H27年度からは医療・介護
- 公平性、透明性を確保するため、3師会(府医師会、府歯科医師会、府薬剤師会)、病院団体をはじめ関係団体等から意見を聴取するとともに、官民公平な配分を目指す。(公16%:民84%)
- 基金の造成割合は国2/3:府1/3。国、府県の拠出総額904億円(H26年度)
大阪府に対する26年度交付決定額は、49.5億円(26年度補正予算見込み額 39.5億円)

【4. スケジュール】

- 11月19日 国からの交付決定(49.5億円)
- 12月 9月府議会(後半)に関連議案(補正予算・基金設置条例)を提案

地域医療介護総合確保基金事業(がん対策事業) ～H26年度9月議会(後半)補正予算案～

がん医療提供体制充実強化事業

○がん医療提供体制充実強化事業 486,000千円

- ・補助対象:がん拠点病院(本基金において1病院1回限り)
- ・対象事業:がん医療の水準向上に資するもので、直接、がん医療に用いる、
 - ①外来化学療法室等の整備に伴う施設整備費
 - ②がん医療機器(放射線治療機器等)及び臨床検査機器等の設備整備費
- ・補助額等:64,800千円/病院×15病院×1/2以内

緩和ケアの普及促進等事業①

○正しい知識の普及事業 5,000千円

①緩和ケア普及啓発事業 4,000千円

- ・補助対象：がん拠点病院
- ・対象事業：啓発冊子、啓発コーナー備品購入等
- ・補助額等：500千円／病院×16病院×1/2以内

②シンポジウム等開催事業 1,000千円

- ・補助対象：がん拠点病院
- ・対象事業：講師謝礼、会場代、資料印刷代等
- ・補助額等：1,000千円／圏域×2圏域×1/2以内

緩和ケアの普及促進等事業②

○緩和医療人材養成事業 15,000千円

- 補助対象：医師会・医療機関
- 対象事業：医療従事者向け緩和医療研修（初任者研修等）の開催経費（講師謝礼、会場代、印刷代等）
- 補助額等：1,000千円 × 15か所 × 10/10以内

- ◆各事業については、府議会9月議会（後半）において予算案議決後に関係者に周知を図る予定。
- ◆補助事業期間は、内示後（又は交付決定後）～平成27年3月末を予定。
（事前着手は不可）